

長野業務第 171120-01 号
平成 29 年 11 月 20 日

長野簡易裁判所 1 係
裁判所書記官 山本健太郎 様

全国健康保険協会長野支部



調査囑託書について（回答）

平成 29 年 11 月 7 日付、事件番号「平成 28 年(ハ)第 149 号」施術料請求事件に関する調査囑託について、下記のとおり回答いたします。

記

医療機関と柔道整復との重複診療については、各保険者が医療機関からの診療報酬明細書や柔道整復施術療養費の内容点検をして判断しております。

一般的には、同一負傷に対して同様の診療・施術内容であれば重複診療と見なされますので、同一日だけではなく医療機関で受診をしている期間と判断すべきと考えます。

（厚生労働省ホームページ：「保険医療機関で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません」）

以上



貼用印紙	—	円
添付郵券	243	円
添付印紙	—	円
出頭・郵便提出		